

受注者の皆様へ

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の取扱いについて

このことについて、建設部及び建設管理部が発注する工事において建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受け、主任技術者又は監理技術者（以下、主任技術者等という。）を兼任する場合の取扱いを次のとおり定めましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1 総則

請け負った建設工事の請負代金額が一定金額以上の場合には、主任技術者等は専任で設置する必要があるが、建設業法第26条第3項ただし書においてその特例が設けられており、本取扱いでは、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。

本取扱いは受注者が専任特例の主任技術者等を兼任させようとする場合の事務処理を定めたものであり、契約の時期にかかわらず、通知日以降全ての請負工事について適用する。

#### 2 共通事項

- (1) 兼任しようとする2つの工事について、発注者が異なる場合には、あらかじめそれぞれの兼任要件を確認すること。
- (2) 兼任となった2つの工事について、各工事の発注者に対し、他方の工事の兼任後のCORINSの写し等を提出すること。

#### 3 施工中の工事の主任技術者等を新た受注した工事に配置しようとする場合（契約締結時）

- (1) 当該工事に専任特例の主任技術者等を配置する際、現場代理人等指定通知書の提出にあわせ、次の書類の提出・提示を行うこと。
  - ①専任特例1号の場合は、「省令17条の2に基づく人員の配置を示す計画書」（別紙様式1）を提出すること。
  - ②専任特例2号の場合は、専任で配置する監理技術者補佐の資格を証する書類を提出の上、直接かつ恒常的な雇用関係を確認する書類のうち次のいずれか一つ（以下、「雇用関係書類」という。）を掲示すること。
    - ア 健康保険被保険者証（有効なものに限る。）
    - イ 監理技術者資格者証の裏書
    - ウ 住民税特別徴収税額通知書
    - エ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
    - オ 所属会社の雇用証明書
    - カ アからオのほか、これらに準ずる資料
- (2) 工事監督員における事務処理は次のとおりとする。

- ①専任特例1号の場合は、提出のあった別紙様式1の確認を、発注者使用欄及びチェック欄を記入することにより行い、入札契約課に提出すること。
- ②専任特例2号の場合は、提出のあった書類を入札契約課に提出すること。

#### 4 専任の主任技術者等を専任特例へ切り換える場合（契約期間中）

- (1) 専任で配置している主任技術者等を専任特例へ切り換える場合、現場代理人等変更通知書により専任から兼任への変更通知を行うことにあわせて、次の書類の提出・提示を行うこと。
  - ①専任特例1号の場合は、別紙様式1を提出すること。
  - ②専任特例2号の場合は、専任で配置する監理技術者補佐の資格を証する書類を提出の上、雇用関係書類を掲示すること。
- (2) 工事監督員における事務処理は次のとおりとする。
  - ①専任特例1号の場合は、提出のあった別紙様式1の確認を、発注者使用欄及びチェック欄を記入することにより行い、入札契約課に提出すること。
  - ②専任特例2号の場合は、提出のあった書類を入札契約課に提出すること。
- (3) 監理技術者と現場代理人が兼任している場合に専任特例を適用する場合は、現場代理人として工事現場に常駐することができなくなることから、新たに現場代理人を配置するものとし、現場代理人の変更を現場代理人等変更通知書により変更通知を行うこと。

#### 5 兼任の解除

専任特例を適用した場合でも、その後、要件を満たさないこととなった際には、当該主任技術者等の兼任を解除し、新たに専任の主任技術者等を配置のうえ、現場代理人等変更通知書により変更通知を行うこと。

#### 6 営業所技術者又は特定営業所技術者

営業所技術者又は特定営業所技術者が建設業法第26条の5の規定の適用を受け、専任の主任技術者等として従事しようとする場合は、専任特例1号の場合に準ずるものとする。ただし、別紙様式1に代えて「省令第17条の5に基づく人員の配置を示す計画書」（別紙様式2）を提出すること。

#### 7 その他

別紙様式1及び別紙様式2の記載例については別紙「記載例」を参考にされたい。

(工事管理係)